

## 別表（第12条関係）

## (1) 山荘

区分		一般室利用料金		家族室利用料金	
		市民等	市民等以外	市民等	市民等以外
宿泊(1人1泊につき)	中学校又は義務教育学校の後期課程の生徒以上	2,860円	4,400円	3,520円	5,060円
	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童	2,200円	3,740円	2,860円	4,400円
	幼児(3歳以上で寝具を使用する場合)	1,100円	1,870円	1,430円	2,200円
休憩(1室1時間につき)		1,320円	1,760円		
大広間(宿泊を除く。)				1日半面につき	2,420円
				1日全面につき	4,840円
器具等		5,000円を超えない範囲で規則で定める額			

備考「市民等」とは、市内に住所を有する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。

## (2) キャンプ場

区分			利用料金	
			市民等	市民等以外
バンガロー宿泊(1棟1泊につき)	学校利用	小(5人)	1,070円	2,190円
		大ロフト付(7人)	1,490円	3,060円
		宿泊棟(10人)	2,130円	4,380円
	個人利用	小(5人)	1,880円	3,250円
		大ロフト付(7人)	2,630円	4,560円
		宿泊棟(10人)	4,380円	7,630円
テントサイト(1区画6m×6m)			1日	2,200円
キャンプ場使用(1人につき)			1日	320円
器具等	テント 一組		1日	1,100円
	炊事用具(5人分)一式		1日	1,100円
	毛布 一枚		1日	320円
	その他の器具等		3,000円を超えない範囲で規則で定める額	

備考 学校利用は、小学校、中学校又は義務教育学校が教育活動として利用する場合をいう。以下同じ。

## (3) 天城ドーム及び屋内練習場

区分			利用料金		
			午前 8時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時
天城ドーム	全面利用		1時間につき	11,000円	
	照明施設	全灯	1時間につき	3,300円	
		半灯	1時間につき	1,620円	
屋内練習場	1階グラウンド トレーニング室 2階会議室		2,200円	2,200円	2,200円
	器具等		5,000円を超えない範囲で規則で定める額		

備考

- 天城ドーム(器具等を除く。)を静岡県東部地区の住民が利用する場合は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 屋内練習場を市民等が利用する場合は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 天城ドームの利用で興行等により入場料を徴収する場合はこの表に定める額に10を乗じて得た額とし、入場料を徴収しない場合はこの表に定める額に5を乗じて得た額とする。
- 天城ドームを日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合は、この表に定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 天城ドームの利用が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とする。

## (4) 体育館、野球場、多目的グラウンド、テニスコート及びゴルフ場

区分			利用料金		
			午前 8時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時
体育館	アリーナ	4,400円	4,400円	3,300円	
	多目的ホール	2,200円	2,200円	1,650円	
区分			半日	1日	
野球場			11,000円	22,000円	
多目的グラウンド	芝	8,800円	13,200円		
	クレー	6,600円	11,000円		
テニスコート	芝	1時間につき		1,310円	
	クレー	1時間につき		1,100円	
	照明	1時間につき		550円	
ゴルフ場(1人1日につき)			2,750円(4人以上申込みの場合 2,200円)		
器具等			5,000円を超えない範囲で規則で定める額		

備考

- 営業等の特別な利用の場合は、市長はこの表に定める額に200を乗じて得た額の範囲以内で別に定めることができる。
- 市民等が使用する場合(照明、器具等及びゴルフ場を除く。)は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 体育館の多目的ホールの利用料金は、キャンプ場と同時に利用(降雨等によりキャンプ場が利用できないときに限る。)する場合には徴収しない。

## (5) 簡易宿泊施設

区分			利用料金	
			午前 8時～12時	午後 13時～17時
広間			1,100円	1,100円
宿泊棟	中学校又は義務教育学校の後期課程の生徒以上	1泊につき		1,650円
	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童以下	1泊につき		1,200円
器具等			5,000円を超えない範囲で規則で定める額	

## (6) 陶芸の家

区分		利用料金
個人利用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童以上	2,540円
	幼児	1,520円
学校利用	市民等	1,520円
	市民等以外	2,030円